

平成24年（2012年）第1回市議会定例会本会議（3月27日）

自治基本条例検討特別委員長中間報告（議案・請願）

ただいま議題となりました議案第24号及び平成24年請願第3号の以上2件につきまして、自治基本条例検討特別委員会における審査の中間報告を申し上げます。

委員会は、3月9日及び19日の2日間会議を開き、案の説明及び請願の所見を聴取して質疑を行いました。

主な質疑を申し上げますと、議案第24号横須賀市自治基本条例制定については、前文における旧軍港市転換法明記の必要性及びまちづくりの定義の必要性、第2条の自治の基本理念における自立した市政運営の自立の意味、第5条の市民の責務における主体的にまちづくりに取り組むよう努めなければならないとの表現の妥当性、第11条の自治の基本原則における参加の原則と協働の原則の違い、第14条の行政組織及び第15条の財政運営等をあえて規定する必要性、第21条の政策法務における法令解釈の範囲、第28条の地域自治組織における（仮称）地域運営協議会モデル地区増に伴う地域間格差等の問題、同協議会が地域における役員等の担い手不足の問題を助長するとの見解、同協議会における資金の管理運営をチェックする仕組みづくり、第29条の住

民投票の制度設計を早急に考えていく必要性、住民投票制度検討結果提出の時期、住民投票制度の実効性ある内容を示す必要性、第32条の自治推進委員会における条例の運用状況の具体的検証方法、自治基本条例が制定できなかった場合の市民の不利益、同条例が本市に今必要な理由、同条例の基本理念を本市の発展と市民の福祉向上とする考え方、同条例に係る市民意見聴取の状況及び今後の周知のあり方、同条例への団体自治担保に向けた明文化の必要性についてであります。

平成24年請願第3号横須賀市自治基本条例制定反対については、市民が主役イコール直接民主主義及び統治原理イコール間接民主主義であるとの見解の妥当性、在勤者や在学者等の市民としての位置づけが権利の制約や責務の押しつけになるとの見解の妥当性、一部の人の意見による偏った市政運営防止策、特定の学説がつきまとう自治基本条例のイメージを払拭する方策についてであります。

次いで杉田 惺委員から「議案第24号については、第28条の地域自治組織及び第29条の住民投票において、別に定めると規定している条例案が整備されておらず、今後、条例案が提示された段階で、改めて議論を求めたいと考える。また、自治基本条例に対する認知度は低く、加えて最高規範性を求める同条例がなぜ今必要なのか説

得力のあるわかりやすい説明が必要であるとともに、市民の声なき声をくみ取った上で判断する必要があると考える。よって、議案第24号は閉会中の継続審査とされたい」との動議が提出され、採決の結果、議案第24号は賛成多数で、閉会中の継続審査の申し出をすることと決定しました。

また、平成24年請願第3号は、議案第24号とかかわりの深い内容であることから、同様に閉会中の継続審査の申し出をすることと決定しました。

以上で報告を終わります。